

# 公開質問状

2026年1月13日

2026年度・2027年度日本弁護士連合会会長選挙

立候補者 松田 純一 殿

立候補者 矢吹 公敏 殿

ともに日弁連を変えよう！市民のための司法をつくる会

代表 及川 智志

当会は、日本弁護士連合会の適正な政策を求める弁護士で構成する団体です。日弁連会長選挙の投票の参考とするため、立候補者に対し、別紙のとおり質問いたします。

お手数ですが、1月20日までにメールにてご回答くださいますようお願いいたします。

この質問と、これに対する回答は、公表いたします。

以上

【連絡先】

弁護士 斎藤 拓生（仙台弁護士会）

〒980-0812 仙台市青葉区片平一丁目1番11号

カタヒラビル2階 つばさ法律事務所

T E L 022-213-8491 F A X 022-213-8498

e-mail : [takuo-s@fine.ocn.ne.jp](mailto:takuo-s@fine.ocn.ne.jp)

## 第1 法曹人口問題

### 1 将来的な法曹人口、司法試験合格者数の検証について

法曹資格を得た者はその後平均して43年間法曹として稼働することとなります（弁護士白書をご参照ください。）、日本の人口は2012年から減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータによれば40年後の2066年の日本の人口は8000万人（現状から約3割減）になると予測されています。

この点、医師養成数、大学の定員のあり方等については将来の人口減少を前提とした議論が行われていますが、法曹人口、司法試験合格者数についても、将来の人口減少を踏まえた具体的な需要予測を行い、常に適正な法曹養成数に修正を加えていくことが必要と考えられます。

そこで、日弁連会長として、将来的な法曹人口、司法試験合格者数を検証するための組織を設置して、これらを検証するお考えがあるかどうか、伺います。

そのような組織を設置する場合、可能な限り、すべての単位会から委員を選任すること、単位会の推薦を尊重していただけますか。

### 2 司法試験の選抜機能、弁護士需要について

（1）2025年1月12日、本年度の司法試験の最終合格者数が1581人と発表されました。前年度（1592人）に比べ、11人減少しましたが、合格率は相変わらず40%を超えていました。特筆すべきは、受験1回目の合格者が昨年度も今年度も約1200人を数えたということです。全体の合格者数が約1600人ですから、1回目の受験で合格した者が全体の75%を占めているということになります。

また、法科大学院在学中受験の合格者は712人となり、合格者全体の半分に迫っています。こうした数字を追うと、司法試験は容易に合格できる試験になったように思えます。

ア 以上の状況を踏まえ、司法試験の選抜機能についてのご見解を伺います。

イ 法科大学院在学中受験者は、既習コースの場合、実質的に法科大学院の学習は約1年間のみで、高い合格率となっています。また「法曹コース」も考えると、法科大学院制度が創設時にうたい文句にした「プロセス重視」や「多様性」と逆行するのではないでしょうか。

(2) 政府が目標とする司法試験合格者数1500人を上回るのは3年連続となっています。これは、全国の弁護士数が毎年1000人ずつ増えていくことを意味しています。1000人というのは、毎年東北弁連または道弁連が増えていくイメージです。

そこで、それだけの弁護士需要が毎年増えていくとお考えか、そのようにお考えになる場合にはその具体的な理由をお伺いします。

## 第2 民事訴訟I T 化

### 1 民事訴訟I T 化の施行について

(1) 最高裁判所は、民事訴訟I T 化システムとして企図したTr e e e S の開発遅延を受けて、2025年3月になってmi n t s を改修して施行することを公式に通告しました。改修されたmi n t s が完成したのは同年10月25日であり、施行日まで約半年の期間しかありません。この期間で、システムのバグや脆弱性、不具合を検証し、2026年5月には安定してシステムを利用できるとお考えですか。

また、最高裁判所はTr e e e S の開発を継続して、2027年度中にはmi n t s から切り替える方針とのことです。正確には、①施行前係属の旧法適用事件(紙利用事件。mi n t s を利用していても法定性格は紙利用事件)、②施行後のmi n t s 利用事件、③Tr e e e S 利用事件の3種類が一定期間、並行して存在することになります。弁護士にI T の利用が義務化された後、せっかく習熟したmi n t s から、長くても2年足らずでTr e e e S に移行する(正確には、どこかの時点まではmi n t s 事件とTr e e e S 事件が併存する)ことで、混乱が生じることが懸念されるのではありませんか。

(2) 仮に、mi nts の脆弱性、不具合に対する検証の期間が不足し、また Tr e e e S の移行に伴う混乱が懸念されるとすれば、会長就任後、政府最高裁判所、及び国会議員に対して、どのような働きかけをするお考えですか。

(3) 最高裁判所に対して、IT 義務化後の「センター（問い合わせ窓口）」の設置を求めますか。

最高裁のシステムなのですから、最高裁が統一的に対応しないと、現場の裁判所・書記官等も、弁護士・弁護士会・日弁連も、混乱と疲弊することになってしまうのではないか。

## 2 民事訴訟IT 化の本人サポートについて

(1) 民事訴訟のIT 化を定めた法改正に関し、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「政府及び最高裁判所」を名宛人として、本人訴訟の当事者が容易にIT を利用した申立て等ができるよう、日弁連等による支援を受けられる環境整備に努めることを求めていました。

2022年以降、Teamsにおける接続トラブルの続発、1(1)で述べたTr e e e S の開発遅延、2025年3月になってmi nts を改修して施行することを最高裁判所が日弁連に公式に通告したという状況を踏まえて、政府及び最高裁判所は「環境整備」の責務を果たしたといえますか。

(2) 仮に、政府及び最高裁判所が「環境整備」の責務を果たしていないとするのであれば、政府及び最高裁判所が、どのような「環境整備」をすべきであるのか、具体的に、ご教示ください。

また、会長就任後、政府及び最高裁判所に対して、公式に、そのような環境整備を求める働きかけをしますか。

(3) 基本方針と現在の日弁連執行部の方針

ア 現在の日弁連執行部は、本人サポートを実施するかどうかは各弁護士及び弁護士会の任意であるとしています。会長に就任されたのち、現在の執行部の方針を引き継ぎますか。つまり、本人サポートを提供するか

どうかは、各弁護士及び各弁護士会が自由に決めて良いということでおろしいですか。

イ 現在の日弁連執行部は、「実質サポート」の用語を使用しないと説明しています。「実質サポート」とは、内実は法律相談・法的助言ですから、「サポート」という用語を使うことがおかしいのであり、この用語を使用しないことは当然であると考えられます。

しかし、日弁連が対外的に公表している「民事裁判手続のI T化における本人サポートに関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）では、「法的助言などを伴う法律サービスとセットになったサポート業務（実質サポート）は、弁護士のみがなしうることであり、弁護士又は弁護士会が担う必要がある。」と説明しています。

そうすると、弁護士会内部と、対外的に公表している方針との用語の違いによって混乱が生じることはありますか。

ウ 仮に、多くの弁護士会が本人サポートを提供しないということになった場合、政府及び最高裁判所から、日弁連が対外的に公表している基本方針及び民事訴訟法改正後に公表された2022年5月20日「民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立についての会長声明」に基づいて、全国的に本人サポートを提供するよう求められるのではありませんか。

その場合、日弁連から、各弁護士または弁護士会に対して、本人サポートを提供するよう、強く要請することになるのではありませんか。

仮にそのような要請がなされるのであれば、それは実質的には「任意」ではなく「強制」になるのではありませんか。

エ 現在の日弁連執行部は、民事訴訟法改正時の附帯決議において「連携」を求められているから、本人サポートをするという趣旨の説明をされています。しかし、附帯決議は政府及び最高裁判所に対して環境整備を求めていました。この環境整備が不十分であることを理由として、本人サポートを提供しないという説明が可能ではありませんか。

オ 上記のような2019年から現在に至る状況を踏まえれば（状況には、

基本方針を決めた時点ではまだ本人にもITを義務化する案も検討されていましたが、その後、改正民訴法で本人には義務化しないことで決着したことも含む）、基本方針は公式に見直すべきではありませんか。見直す場合、弁護士会に対して意見照会をされますか。

(4) サポートがなければ自分ではIT対応できない本人にとってのデメリット

本人サポートは、基本的に、本人が自分ではITを利用できないという想定です。本人サポートで、本人がオンライン利用に誘導されると、オンライン提出だけでなく、相手の提出物の受け取りもオンラインになり、さまざまな通知・連絡もオンラインで届きます。結局、サポートーがオンライン対応するだけで、本人にはITの利便性は何も関係ありません。

そこで、質問です。

本人は、本人サポートを利用しなければ、従来どおり紙で提出し紙で受け取れるのに、本人サポートに誘導されると、サポート費用を負担し、さらに提出及び受け取り確認などで、サポートーの操作ミスやシステムエラーのリスク、見落としのリスクなどを負担することになります。本人にとっては逆に不利益ではありませんか。

(5) 弁護士・弁護士会にとって

ア 仮に弁護士や弁護士会が「本人サポート」を提供した場合、たとえば、以下の①ないし④のようなりスクがあるのではありませんか。リスクがあるとのお考えであれば、日弁連としてどのような対応をすべきと、お考えですか。

- ① 「本人サポート」は「事実行為」であるため、弁護士賠償責任保険の適用がないこと。
- ② ITの専門家ではないのに操作ミスやシステムエラーのリスクを負うこと。
- ③ アップロードだけを引き受けることは基本的にむずかしいと思わ

れます。受け取りや通知もオンラインになってしまうところ、本人サポートを利用する本人は、そのような対応が難しい想定だからです。そのため、弁護士がシステム送達受取人の届出を余儀なくされることになるでしょう。そうすると、相手のオンライン提出やさまざまなオンライン通知を見落とさず、裁判進行に間に合うように必要なダウンロードを行って本人に交付し、裁判所からの通知も含めて本人に速やかな連絡をする、等々の責任が発生するのではないか。

それらに見落としやミスがあった場合、責任を追及されるのではな  
いでしょうか。訴訟代理人ではなく、事実行為だけを依頼されたのに  
もかかわらず、です。

④ 「事実行為」とはいえ、本人サポートを依頼した本人もしくは相  
手方から、利益相反、守秘義務、信頼関係の問題等々、さまざまなト  
ラブルが起きる可能性があります。

たとえば、本人サポートの契約をした後、本人からアップロードを  
依頼された書類に、名誉毀損その他、提出に法的な問題のある内容が  
含まれている場合、弁護士はどうしたらいいのでしょうか。

イ 本人サポートについての相談があった場合、特に自分自身でI Tを利用  
できないあるいは利用が困難な人の場合、弁護士には、「①本人訴訟の場  
合は従来どおり紙で裁判できること。②本人サポートを利用した場合は全  
てオンライン対応になること。その場合のリスクなどのデメリット」を、  
きちんと説明する責務があるのではないか。

#### ( 6 ) 非弁行為との関係

「非弁対策のためにも弁護士・弁護士会が本人サポートをする必要があ  
る。」との意見がありますが、「本人サポート」の内容は「事実行為」で  
あり、有償・無償を問わず、弁護士でなくても誰でもできます。日弁連が  
「本人サポート」を広報すればするほど、逆に、当事者が「本人サポー  
ト」を受ける必要があると誤解して、他の業者等に誘導することになるの  
ではありませんか。

むしろ、自分でI Tの利用がむずかしい当事者は、これまでどおり紙で提出できて、相手からも紙で受け取れることを広報した方が、非弁対策になるのではありませんか。

### 第3 当番弁護士の登録者数

- 1 現在、当番弁護士に登録して、実働していますか。
- 2 現在、登録して、実働していないとして、いつまで登録して実働していましたか。
- 3 登録して実働しなくなった理由を教えてください。
- 4 現在、全国の弁護士会で、当番弁護士の登録者数が減少していますが、その理由について、どのように考えますか。  
「費用が安すぎるから」とか、「負担が重いから」という指摘もありますが、それは10年前も同じだったのではありませんか。
- 5 以前と比べて、「登録後○年目～○年後」の世代ごとで、顕著に登録率が下がっている世代はありますか。ある場合は、具体的な内容を教えてください。また、その理由について、どのように考えますか。
- 6 登録して実働する人を増やすための方策として、任期中に、具体的にどのような施策を講じますか。

### 第4 広告規制問題

- 1 弁護士業務広告の規制のための日弁連の取組について（そのための予算化を）

(1) 投資詐欺対応の弁護士業務広告、債務整理対応の弁護士業務広告などの分野においては、業務広告の弊害が著しいと思われます。

T V広告や近年著しいリストティング広告（検索連動型広告）のような高額の広告料を要する広告は、本来、大量販売・大量消費を前提とした商品になじむ広告です。他方、弁護士業務は、職人的な側面があることや、紛争に関わる業務であるため、業務自体が大変手間のかかるもので、

大量販売・大量消費とはなじまないものと考えられます。

したがって、大量販売・大量消費を前提とした高額な広告は弁護士業務にはなじまず、その利用は不適切ではないかと考えられます。

T V 広告のように高額の広告料を支払うことは、反面で弁護士業務がおろそかになったり、難しい業務は回避して大量処理のみができる簡易な業務のみに従事することなど、収益のために業務がゆがめられることにつながりやすく、ひいては弁護士に対する社会的信頼の低下につながるおそれがあります。

( 2 ) 次に広告の内容面についてですが、2017年に広告が景表法違反だということで措置命令が出されたのは債務整理対応の広告でした。

国際ロマンス詐欺の被害救済をうたうネット広告は、回収の見込みがない状況においては虚偽広告になります。投資詐欺被害、情報商材詐欺被害についても、それと同種の欺瞞的広告が多数あります。

日弁連は、これらに対しては、2025年に規則改正、指針改正を行ったところですが、それらのルールの執行という点では、特段の措置を講じてはいません。医療広告の分野では厚労省がネットパトロール事業を実施して、違反広告の調査をして執行につなげています。

( 3 ) そこで、次のとおり、質問いたします。

ア 業務広告の制限につき、内容面のみならず、広告料の金額の上限規制を求める意見もありますが、どうお考えですか。

イ 業務広告に対するルールの執行については、日弁連でも早急に対応していくことが必要ではないでしょうか( 医療分野におけるネットパトロール事業のような取組)。

## 第5 弁護士に共通する「本質」は何か

弁護士人口が5万人近くとなり、弁護士の活動領域も多様化していますが、全ての弁護士に共通する「本質」は何であると考えますか。

その「本質」を維持、発展させるために、任期中、どのような施策を講じます

か。

以上